

子どもにやさしいまちづくりを目指して

西東京市は、2018 年 10 月 1 日に「西東京市子ども条例」を施行いたしました。

今と未来を生きるすべての子どもが、健やかに育つ環境を整え、まち全体で子どもの育ちを支えるという理念を市民の皆様と共有し「子どもにやさしいまちづくり」を進めます。

2019 年度は、広報・啓発活動に加え、子どもが抱える悩み事等について、子どもに寄り添い、一緒に考え、安心・解決する相談・救済機関をつくることや、教育委員会と連携した庁内推進体制の確保などに取り組みます。

1 子ども権利擁護委員の設置

いじめ、虐待、体罰など子どもの権利侵害に対して、相談を受け、救済につなげることを目的に、西東京市子どもの権利擁護委員を設置します。

子どもの権利擁護委員が関わる相談・救済機関を、(仮称)子ども相談室として、本年夏頃開設を目指します。また、子どもの権利擁護委員と(仮称)子ども相談室の愛称を募集することを予定しています。

【既存の相談窓口と異なるところ】

- ①子どもの意見を聞き、子どもに寄り添いながら相談を受け、問題の解決を図っていくことを基本としていること、
- ②特定の分野に限らない子どもの権利侵害全般について取り扱うこと
- ③関係機関との調整や関係機関への要請・意見表明が条例に基づいた権限として定められている

2 子どもにやさしいまちづくりの推進

子ども条例では、子どもにやさしいまちを目指して、子どもにかかわる施策の原則を定めており、市では、今後、主に以下の7つの取組を進めていきます。

- (1) 虐待を防ぎます。
- (2) いじめ等の子どもの権利を侵害する問題に対応します。
- (3) 子どもの貧困を防ぎます。
- (4) こころとからだの健康と安全な環境をつくります。
- (5) 子どもが安心して遊んだり、学んだり、活動したりして過ごせる居場所づくりをします。
- (6) 社会の一員として、子どもの考えや意見を大切にします。
- (7) 子どもの権利について広め、みんながお互いを大切にできるようにします。

3 予算額

子ども条例推進事業費 24,852 千円

【問い合わせ先】 子育て支援部 子育て支援課（TEL：042-460-9841）

資料のポイント

○子ども施策推進本部において庁内連携を深め、次の取り組みを行います。

- 教育委員会との連携により副読本を作成・活用することや教職員等及び市民への研修・講演会などの実施により条例の普及啓発を行います。
- 子どもの権利擁護委員の設置及び相談等の受付を開始し、子どもが相談しやすい環境を整えます。
- 子どもの意見表明・参加を促進しながら、相談室等の愛称の公募や子どもの居場所づくりについても検討します。